

ヘーグ協定ジュネーブアクト及び共通規則で定められた宣言事項

ヘーグ協定ジュネーブアクトの締約国は、国際事務局長に対し、ヘーグ協定ジュネーブアクト及び規則で定められた以下の宣言を行うことで、締約国を指定する国際出願について、締約国の法令に合わせた手続要件を課すこと等が可能である。

Article 4(1)(b) 間接出願の禁止

国際出願は、国際事務局へ直接、又は出願人の国籍、住所、常居所、又は営業所がある締約国の官庁を通じて行うことができるが、当該締約国が本規定にかかる宣言を行っている場合、当該締約国の出願人は当該締約国の官庁を通じた国際出願ができない。

＜本宣言を行っている国・地域＞フランス、EU、OAPI等、8 か国・地域

Article 5(2)(b)(i) 創作者の表示

締約国が本規定にかかる宣言を行っている場合、出願人は、当該締約国を指定する国際出願を行う際に、条約が定める必須記載事項に加えて、意匠の創作者の身元に関する表示を必ず記載しなければならない。

＜本宣言を行っている国・地域＞セルビアのみ

Article 5(2)(b)(ii) 簡易な説明

締約国が本規定にかかる宣言を行っている場合、出願人は、当該締約国を指定する国際出願を行う際に、条約が定める必須記載事項に加えて、意匠の複製物について、又は出願意匠の独自の特徴についての簡潔な説明を必ず記載しなければならない。

＜本宣言を行っている国・地域＞セルビア、シリア・アラブ共和国

Article 5(2)(b)(iii) 請求の範囲

締約国が本規定にかかる宣言を行っている場合、出願人は、当該締約国を指定する国際出願を行う際に、条約が定める必須記載事項に加えて、権利として請求する範囲を必ず記載しなければならない。

＜本宣言を行っている国・地域＞なし

Article 7(2) 更新又は指定にかかる個別指定手数料

ジュネーブアクト締約国が本規定にかかる宣言を行っている場合、当該国への指定手数料を個別に設定することができる。ただし、当宣言をすることができるのは審

査国、又は政府間期間に限られる。また、当該国に直接出願した際に徴収される出願、登録、更新に係る手数料の額から、国際事務局が担う事務手続に係る費用を差し引いた額を超えて設定することはできない。

＜本宣言を行っている国・地域＞ハンガリー、OAPI等、6か国・地域

Rule 12(3) 個別指定手数料の分割払

締約国が個別指定手数料を設定する旨の宣言を行っており、併せて本規定にかかる宣言を行っている場合、出願人は、当該個別指定手数料を、出願時とそれ以降の日の二回に分けて支払うことが可能となる。なお、2回目の支払にかかる料金は、当該締約国における国際出願の登録料又は特許発行料に相当する金額となる。

＜本宣言を行っている国・地域＞なし

Article 11(1)(a) 30月未満の公開繰延べ期間

公開繰延べ期間の最長期間は、条約の規定上は国際出願日又は優先日から30月であるが、締約国が本規定にかかる宣言をしている場合、出願人は、宣言において定められた30月未満の最長繰延べ期間内で、公開繰延べの請求をすることができる。

＜本宣言を行っている国・地域と期間＞デンマーク(6)、ノルウェー(6)、フィンランド(6)、OAPI(12)等、8か国・地域(かっこ内は最長繰延べ期間)

Article 11(1)(b) 公開繰延べの禁止

締約国の法令において公開繰延べを認めていない場合、本規定にかかる宣言を行うことにより、出願人は国際登録の公開繰延べを申請することができなくなる。

＜本宣言を行っている国・地域＞シンガポール、ブルガリア等、7か国

Article 13(1) 意匠の単一性の要件

締約国の法令において、一出願に複数の意匠を含めることを禁止している場合、当該締約国は、本規定にかかる宣言をすることができる。締約国の官庁は、この宣言を行っている場合、当該締約国が定める単一性の要件を満たさない国際登録について、その効果を拒絶することができる。

＜本宣言を行っている国・地域＞シンガポール、ルーマニア等、5か国

Article 14(3)(a) 自己指定の禁止

締約国が本規定にかかる宣言を行っている場合、当該締約国に国籍、住所、常居所、又は営業所がある出願人は、国際出願時に当該締約国を指定することができない。

＜本宣言を行っている国・地域＞ブルガリアのみ

Article 16(2) 所有権移転の際の譲渡証明書等の要求

締約国が本規定にかかる宣言を行っている場合、当該締約国官庁が宣言において要求する譲渡証明書等の文書や声明が官庁に提出されない限り、当該締約国における国際登録の所有権の移転の効果は認められない。

＜本宣言を行っている国・地域＞デンマーク、OAPI

Article 19(1) 二以上の国の共通官庁

複数の国間で意匠の保護に関する国内法令の統一を行っている場合、本規定にかかる宣言を行うことによって、これら複数の国は、単一の締約国として扱われる。

＜本宣言を行っている国・地域＞なし（ただし、ヘーグアクト加盟国のベルギー、オランダ、ルクセンブルグは本宣言を行っている。）

Rule 8(1) 出願人に関する特定の要件

締約国の法令において、意匠の保護を求める出願は意匠の創作者の名においてなされる必要がある旨規定する場合、当該締約国は本規定にかかる宣言を行うことができる。この宣言を行うことにより、当該締約国においては、国際出願の創作者が国際出願の出願人であるとみなされるようになる、また、国際出願の創作者と出願人が異なる場合、国際出願が創作者から出願人に譲渡された旨の書類等を提出することで、当該出願人が国際登録の名義人として国際登録簿に記録される。

＜本宣言を行っている国・地域＞フィンランド、アイスランド等、4か国

Rule 9(3)(a) 特定の図の提出要求

締約国が、意匠に係る製品に関する特定の図の提出を要求する場合、本規定に従い、どのような図が、どのような場合に要求されるかを特定した宣言を行う必要がある。

＜本宣言を行っている国・地域＞なし

Rule 12(1)(c)(i) 基本指定手数料のレベル

実体審査を行うが、基本指定手数料を設定する締約国については、新規性に関する実体審査を行うか否かによって異なる二つの基本手数料のレベルのいずれを採択するかを宣言することができる。なお、新規性に関する実体審査を行う場合の基本手数料レベルの方が高額に設定されている。

＜本宣言を行っている国・地域＞レベル2：スイス、ドイツ等9か国／レベル3：フィンランド、スペイン等9か国

Rule 13(2) 間接出願の際の送付手数料の請求

締約国は、本規定にかかる宣言を行うことにより、出願人の締約国官庁を介した国際出願について、当該官庁が国際事務局に受理した国際出願を送付するための手数料を請求することが可能となる。

＜本宣言を行っている国・地域＞なし

Rule 13(4) 安全上のクリアランスにかかる要求

間接出願を認める締約国の法令において、当該国への出願に対し安全上のクリアランスを必要とする場合、本規定にかかる宣言を行うことによって、受領した国際出願を国際事務局に送付するまでの期間を1か月から6か月に延長することが可能となる。

＜本宣言を行っている国・地域＞なし

Rule 18(1)(b) 拒絶通報可能期間の12月への延長

通常は、締約国が当該国を指定する国際登録の効果を拒絶することができる期間は、国際公開の日から6か月であるところ、実体審査国及び政府間機関に限り、本規定にかかる宣言を行うことにより、12か月とすることができる。

＜本宣言を行っている国・地域＞スペイン、トルコ等9か国

Rule 18(1)(c)(i) 国際登録の保護の効果の日

本規定にかかる宣言を行うことにより、締約国において国際登録の保護の効果が認められる日は、国際公開の日から6か月又は12か月経過した日より遅く、かつその後6か月を超えない範囲とすることができる。

＜本宣言を行っている国・地域＞スペイン、トルコ

Article 17(3)(c) 各国の法律で定められた最長保護期間

締約国は、締約国の法令が定める意匠の保護の最長存続期間を宣言しなければならない。

＜本宣言を行っている国・地域＞15年：シンガポール、OAPI等、15か国・地域／25年：フランス、ドイツ、EU等23か国・地域／50年：モナコのみ